

1. 研究事業

(1) 一般研究

研究部等	研究室	研究課題	研究期間
視覚障害教育研究部	盲教育研究室	1) 盲児のための個に応じた触覚・聴覚教材作成システムに関する研究	12～14年度
		2) 盲児のための個に応じた聴覚教材開発に関する基礎的研究	12～14年度
		3) 盲乳幼児における触覚・聴覚情報の活用についての教育的対処に関する研究	12～13年度
	弱視教育研究室	4) 弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究	12～14年度
		5) 視覚障害乳幼児を対象とした早期教育相談に関する研究	12～13年度
聴覚・言語障害教育研究部	聾教育研究室	6) 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究 －「自立活動」の検討を中心に－	10～12年度
	難聴教育研究室	7) 聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業	12～14年度
	言語機能障害教育研究室	8) コミュニケーション障害における子どもへの教育的援助 －早期からの教育におけることばの教室の役割－	10～12年度
	言語器質障害教育研究室	9) コミュニケーション障害における子どもへの教育的援助 －関係への援助と言語指導－	10～13年度
知的障害教育研究部	重度知的障害教育研究室	10) 知的障害養護学校における個別の指導計画の作成とその実際に関する研究	11～13年度
	中度知的障害教育研究室	11) 知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究	12～15年度
	軽度知的障害教育研究室	12) 軽度知的障害のある生徒等の生活の質を高める指導に関する調査研究	11～13年度
肢体不自由教育研究部	肢体不自由教育研究室	13) 運動に障害のある子どもの教育における指導とその評価に関する研究	11～13年度
		14) 運動に障害のある子どもの教育における地域と学校とのネットワークに関する研究 －保護者のニーズと地域の教育機能の検討に焦点をあてて－	11～13年度
		15) 障害をもつ子どもへの馬の特性を利用した指導に関する研究 －自立に向けた心身一元的な指導に焦点をあてて－	11～13年度
病弱教育研究部	病弱教育研究室	16) てんかんをもつ幼児の就学相談に関わる研究	12～15年度
		17) 極低出生体重児の発達と学習障害に関する研究 －追跡過程での学習障害の判定とその条件－	10～12年度
		18) 病弱児のセルフケアに関する研究	8～12年度
情報障害教育研究部	情緒障害教育研究室	19) 注意欠陥/多動性障害児の教育における医療との連携に関する研究	11～12年度
		20) 注意欠陥/多動性障害児への教育内容・方法に関する研究	11～12年度
重複障害教育研究部	重複障害教育第一研究室	21) 視覚聴覚二重障害児の教育に関する実際的研究 －視覚聴覚二重障害児の生活の拡大とその支援に関する研究－	10～12年度
		22) 重度・重複障害児の事例研究 －「子どもの理解」に視点をおいて－	12年度
	重複障害教育第二研究室	23) 感覚障害をもつ重複障害児にかかるチームによる総合的教育プログラムの研究	10～13年度
		24) 重複障害児の視機能評価と教育支援についての研究 －特殊教育諸学校と通園施設での取り組みを通して－	11～13年度
	重複障害教育第三研究室	25) 肢体不自由を主とする重複障害児のコミュニケーションと探索活動の促進に関する実践的研究	11～13年度
教育工学研究部	教育工学研究室	26) 特殊教育における教育機器及び教材・教具等の体系的把握に関する研究	9～12年度
		27) 障害のある児童生徒の自立的活動を支援する「教育用支援デバイス」の開発と普及	11～13年度
分室		28) 自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究	12～14年度
		29) 通常の学級における自閉的傾向のある児童の教育に関する研究	12～13年度
特殊教育情報センター	研究開発部門	30) 特殊教育情報の流通を促進する連携システムの研究	12～14年度
		31) 特殊教育情報の収集と提供における個人情報取り扱いに関する研究	12～13年度
		32) ホームページリンク集を対象とした情報検索システムに関する研究	12～13年度

● 研究の概要

視覚障害教育研究部

盲教育研究室

1) 盲児のための個に応じた触覚・聴覚教材作成システムに関する研究

視覚障害教育では、幼児児童生徒の重度・多様化、教育相談的役割の増大など、これまで以上に一人一人の幼児児童生徒の特性に応じたきめ細かい対応が求められてきている。そこで、本研究ではこれまでの触覚認知に関する発達的研究成果をふまえて、触覚的に認知能力の異なる幼児児童生徒一人一人の実態を評価に基づいて、個に応じた適切な条件で教材を提出することを目的としたシステムの開発に取り組む。なお、これまでには主に触覚教材に関して研究が推進されてきたが、視覚障害教育では聴覚の活用も重要であるため、別途研究課題として、聴覚教材を作成するための認知能力の評価に関する研究と乳幼児期における触覚・聴覚情報の活用についての教育的対処に関する研究とを本研究課題に関連させて実施する。

本研究では、個に応じた触覚教材作成システムの開発を目的として、具体的な教科領域に関わる触覚教材を対象に、以下の3つの研究によって構成される。

- (1) 個に応じた触覚教材を作成するための触覚および空間認知に関する評価基準を探求する。
- (2) 暫定的な評価基準に基づいて具体的に教材作成を試み、その有効性を評価した上で改良を試みる。
- (3) 開発した基準および教材について試行し検証した上で、個に応じた触覚認知力の評価に基づく教材作成システムを構築する。

以下に今年度の研究実施計画の概要を示す。

・(1)の触覚の認知については、主に点字教科書に用いられている凸図を参考に、触覚的弁別力と凸図パターンや図形の認知との関係を探求し、それを基に教科等の学習の中で用いられる凸図の認知力の簡便な評価法を開発する予定である。

・(2)については、(1)の評価に基づいて、以下の3つの観点から触覚認知能力に応じた触覚教材の開発原則の確立と試作を試みる。

- 1) 乳幼児期の段階での触覚の発達を促すための「触る絵本」教材の開発
- 2) 触覚認知の発達過程に基づいた個に応じた凸図作成の条件の整備と描画技能の活用による認知向上プログラムの開発
- 3) 触覚認知能力に応じた点字および普通文字パターン教材の開発

なお、1)、2)、3)の研究は協調関係を保ちながら実施される。

2) 盲児のための個に応じた聴覚教材開発に関する基礎的研究

視覚障害教育においては、触覚とともに聴覚情報の活用が重要であるが、盲学校における教科等の指導の中での聴覚活用については、触覚ほど系統的に研究されていないのが実状である。幼児児童生徒の重度・多様化が進む中で、より確実なコミュニケーションを成立させるためには音声伝達面での配慮も重要になってきていること、情報機器の発達により合成された音声での情報伝達が教科等の学習場面でも日常的に行われるようになってきていることなどから、聞き取りやすい音声情報の提示が重要な課題になってきてい

る。そこで、本研究では、視覚活用を伴わない音声のみの情報伝達場面で個に応じて配慮すべき点について検討するための基本的資料を得ることを目的に、盲幼児児童生徒を対象として、合成音声による聴覚教材を用いて、音声読み上げの速度と聴き取りの認知度との関係について分析する。

本研究は、盲児を対象とした次の3つの課題から構成される。

- (1) 音声の読み上げ速度の変化が内容の聴き取りに及ぼす影響についての分析
- (2) 聴き取り能力の発達過程の分析
- (3) 聴き取りにおける音声認知の発達を促すための教材開発

以下に今年度の研究実施計画の概要を示す。

本年度は、上記課題の(1)について、以下の観点から分析を試みる。

- 1) 読み上げ速度が聴き取りに及ぼす影響について音質の観点から分析する。
- 2) 読み上げ速度が聴き取りに及ぼす影響について文章構成の観点から分析する。

3) 盲乳幼児における触覚・聴覚情報の活用についての教育的対処に関する研究

盲児に対しての乳幼児期からの適切な教育的対処についての必要性は、従前から言われており、近年もまた強調されている。盲児においては、触覚および聴覚の情報を活用することが重要であることも同様に強調されてきた。しかしながら、その活用について、乳幼児期の盲児に対して、どのような領域について、どのような根拠に基づいて、具体的にどのような教育的対処を行ったらよいかについては、必ずしも明確になっていない部分があると思われる。例えば、聴覚情報の活用ということを取り上げてみても、幼児期においても、それは単にどこに何があるか（誰がどこにいるか）を知るためのみではなく、誰が何をしているか、どこで何が起きているかを知るためにも利用可能なようである。しかし、物及び人との交渉におけるその活用の具体的な様相については必ずしも明確になっていないように思われる。そこで、本研究では、乳幼児期の盲児について、いくつかの領域を取り上げ、教育実践に基づき、触覚・聴覚情報の活用についての対処の方法を明らかにする。

上記の趣旨に基づき、本研究では、次の諸点を取り上げる。1. 聴覚による環境の把握について：上にも述べたように、聴覚によって、どこに何があるか、どこに誰がいるかに加え、どこで何が起きているか、誰が何をしているかを知ることも出来るという観点から、その具体的な活用方法について整理する。特に交流教育場面を含め、他の子ども達との相互交渉場面における、その活用について探求する。2. 物の操作について：盲児においては、視覚を欠くために物に対する種々の操作（物の出し入れ、玩具や道具の取り扱いなど）が困難となる。このことについて、単なる手指の運動・動作の問題としてではなく、物の位置・向き・傾き・長さなどの空間的な調整に関わる触覚の活用の問題として整理し、教材の開発を含めて、教育的対処の方法を明らかにする。3. ふり遊び及び物語構成について：幼児期は、ふり遊び（ごっこ遊び）や物語構成による想像力や構想力の進展のための重要な時期である。このことについて、盲児に対して、触って分かりやすい立体及び模型（人形、動物、家具など）や触る絵本を導入・活用することにより、その進展を図るための対処方法を探る。

弱視教育研究室

4) 弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究

弱視児の教育は、現在、盲学校や弱視学級、そして通級指導教室および通常学級等において、校内交流指導、個別指導、付き添い指導、巡回指導などの様々な指導形態および指導方法によって行われている。しかし、個々の弱視児の教育的ニーズに応じた指導および支援を行うためには、さらに以下の観点からの研究が必要である。1) 個々の弱視児の見え方や学習経験等に応じた「個別の指導計画」の検討、2) 通常学級あるいは交流先学級と弱視学級や弱視通級指導教室との連携・協力の検討、3) 弱視児の実態把握や指導に必要な評価検査や指導教材の作成など、である。本研究は、これらの諸課題に取り組むことを目的としている。

本研究は、弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関して、具体的に、以下の二つの観点から研究を行うこととする。本研究は、「視覚障害乳幼児を対象とした早期教育相談に関する研究」と並行的にかつ協調関係を維持しながら推進する。

(1) 弱視児の「個別の指導計画」に関する研究

弱視児の個に応じた指導および支援にあたって、その実態把握から具体的な指導内容・方法までの基礎的事項を整理し、担当教師が「個別の指導計画」を作成する際の参考となる「手引き」を作成する。特に、弱視教育の経験の浅い教師が活用できるように、その必要とされる知識・技能や諸指導事項等について整理した「手引き」の作成を行うこととする。その他に、交流指導等における連携・協力のあり方についても、どのような事柄が重要な現実的事項であるかを事例的に検討することとする。

(2) 弱視児の視覚認知検査とその指導教材の作成に関する研究

個々の弱視児が効果的に学習を行うためには視覚認知の力が必要である。そのため、ここでは、個々の弱視児の視覚認知力を評価する検査とその指導教材の作成についての研究を行う。具体的には、以下のような諸検査と指導教材を作成することを目指している。(1) 弱視児用視覚認知検査とその指導プログラムの作成、(2) グラフィック視認知検査の作成、(3) 弱視用文字形態認知評価検査の作成、などである。

5) 視覚障害乳幼児を対象とした早期教育相談に関する研究

視覚障害乳幼児は他の障害に比して人数が少ないため、教育相談をはじめとするサービスに地域差が生じている。このことは視覚障害乳幼児の早期対応における課題の一つとなっている。弱視教育研究室では、専門教育を受けていない担当者が対応する場合の、視覚障害乳幼児の早期教育相談における発達支援及び教育支援のための情報をパッケージ化した「手引き」の作成をめざしている。これらの情報パッケージは、本研究所における教育相談をはじめ、1) 盲学校教育相談、2) 都道府県教育センター、3) 医療機関におけるロービジョンクリニック、4) 視覚障害乳幼児施設、5) 盲・聾・養護学校教職員研修などで活用されることが想定される。そこで、本研究はそれら諸機関施設での視覚障害乳幼児に対する早期教育相談のもつ役割を明確にし、「弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究」と並行して早期対応、早期教育相談の充実化を図るものである。また、将来の研究課題成果の運用化のベースを作る位置付けをもっている。

上記諸施設における教育相談について、現在、乳幼児を対象とした教育相談の有機的な役割及び相談手法については、統括的な研究が少ない。また、対応する専門職が配置されている施設も少なく教育相談が有効に機能しがたい状況にある。まず、実態調査において問題の抽出をし、事例研究と一般課題の成果を取り入れながら以下の観点で研究を進めていく。

- 1) 諸機関における教育相談の実態調査および問題点の明確化
- 2) 諸機関における教育相談の事例の集積およびそれらの情報の共有化
- 3) 諸機関の連携を念願においた教育相談ネットワークの事例研究
- 4) 弱視児の個に応じた指導内容・方法および支援に関する研究」で製作する情報パッケージの運用化について事例研究

聴覚・言語障害教育研究部

聾教育研究室

6) 聴覚障害児の障害認識と社会参加に関する研究 「自立活動」の検討を中心に

近年、障害児教育においては、従来の単純な障害の改善や克服を目標とするのではなく、社会の変化とも対応して障害児の現在保有する能力を最大限活用しながら社会参加することの意義が強調されるようになってきた。聴覚障害児の教育においても従来からの障害を克服するという視点のみではなく、障害とともによりよく生きることについて様々な教育的取組がなされるようになってきた。本研究ではこのような聴覚障害児教育の新しい流れを「自立活動」の枠組を中心に検討することを目的とする。

聴覚障害児教育における障害認識と社会参加への取組の現状を分析し、その到達点及び課題を明らかにする。併せて諸外国における障害認識や社会参加への取組についての資料を収集し検討する。

現状分析をもとにいくつかの観点から「自立活動」モデルプログラムを作成し、研究協力者を中心に試行的に実施する。この際、プログラムと同様に評価に関する検討も行う。

これらをもとに、新しい障害児観に基づく自立活動のプログラムと事例をまとめ、報告書を作成する。

難聴教育研究室

7) 聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業

本研究は、聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用して授業の構築を行うことを目的とする。聴覚障害理解のための教材とは、通常の学校に在籍する児童・生徒を対象として聴覚障害について理解を図るためのものである。

本研究の内容としては、

- 聴覚障害理解に関する情報を整理し、教材開発のため基礎資料を収集する。
- 資料を基に、教材の開発及び試作を行う。
- 開発及び試作された教材を活用して、聴覚障害理解の授業に関する試案を作成し、授業を行う。
- 授業を通して教材の実践的評価を行い、教材の改良修正を行う。

本研究は、主として通常の学校に在籍する聴覚障害のある児童・生徒に対する周囲の児童・生徒の理解に焦点をおき、聴覚障害のきこえの理解、補聴器の理解に留まらず、コミュニケーションの理解など広範

囲にわたって教材開発及びそれを活用した授業の構築を行うところに特徴がある。

言語機能障害教育研究室

8) コミュニケーション障害における子どもへの教育的援助

－早期からの教育におけることばの教室の役割－

通級による指導が制度化されて以降、ことばに障害のある学齢児に対しての指導は充実が図られてきている。しかし、ことばに障害があることに家族が気が付くのは、就学以前であり、その対応については地域によって様々である。

そこで、本研究は、地域に密接していることばの教室（言語障害学級、通級指導教室）が、早期からの教育的援助をどのように行っているのかについて調査する。特に、幼児期においては、保護者との連携という視点が大切であり、担当する教員の教育的援助のあり方は学童期のそれとは異なるものがあると思われる。そのため幼児期の子どもの事例の分析・検討を通して、早期からの教育におけることばの教室の役割を明らかにする。

上記研究課題解決のために、次のことを実施する。

- ① ことばの教室において早期からの対応がどのように行われ、評価されているのかについて、調査する。
- ② ことばの教室における実践事例について、資料を収集し分析する。
- ③ ①②から、早期からの教育にかかわることばの教室に求められる役割を検討する。

言語器質障害教育研究室

9) コミュニケーション障害における子どもへの教育的援助 －関係への援助と言語指導－

本研究室では、これまでにコミュニケーション障害の構造及び障害状況における関わり手の役割について検討してきた。その中で、関わり手の担うべき役割として、子どもと関わり手自身を含めた周囲の人、物、事象との関係を援助する、いわゆる「関係への援助」の重要性が示された。そこで本研究は、「関係への援助」のあり方を具体的かつ体系的に明らかにすること、また「関係への援助」が一方で子どもの言語力にどのように関与していくのか、すなわち関係への援助と子どもの言語力との関連性を検討することの2点を目的に4ヶ年計画で実施しているものである。

コミュニケーション障害の構造・状況に応じた「関係への援助」のあり方を体系的に整理するために子どもとの関わりにおける、関わり手の内省報告を収集し、様々な状況における関係援助の方策を検討する。具体的には様々な状況において、関わり手がどのように内面や環境を操作すべきかを考察し整理していく。また、そこで整理される「関係への援助」の実践事例を「関係の変化」、「子どもの言語」の二つの観点から検討し、「関係への援助」と「子どもの言語」の関連性を探り、関係論的言語指導理論の構築を目指す。

知的障害教育研究部

重度知的障害教育研究室

10) 知的障害養護学校における個別の指導計画の作成とその実際に関する研究

近年、知的障害は、単に知的発達のレベルだけではなく、コミュニケーション、地域社会の利用、家庭生活などの適応スキルの枠組みの中で児童・生徒が自立するために必要とされる支援の観点から捉えるようになってきた。さらに、諸外国（特に米国）の個別教育計画の成果から、就学前の家族支援計画や、卒業後に向けた個別移行計画などライフサイクルを視野に入れた指導計画が作成されるようになってきた。本研究室ではこれまで一般研究として、(1) 米国における個別教育計画と研究協力校で実施されている個別の指導計画の比較検討、(2) 個別の指導計画や指導に保護者の思いをどのように反映させるかの検討、を行ってきた。本研究ではこれらの知見と最近の動向を踏まえて、現在の知的障害養護学校で個別の指導計画の意義を生かすために、児童・生徒のニーズの把握、それに基づく個別の指導計画の作成と協議の進め方、さらに個々のニーズに即した指導の実施とその評価について検討するものである。

1. 児童生徒一人一人の個々のニーズを把握する方法の検討

知的発達のレベルだけではなく地域での生活やライフサイクルを考慮して個々の児童生徒が必要とする支援の程度を把握する方法の検討と、それによる実態把握を行う。

2. 個別の指導計画の作成と事例協議の進め方の検討

個々のニーズの把握に基づき個別の指導計画を作成する。個別の指導計画を作成する意義の一つに教師間の連携、保護者との連携があることから、養護学校で実施されている事例協議の進め方について吟味する。

3. 個々のニーズに即した指導と評価方法の検討

実際に行われている養護学校での指導過程を記録し、個別の指導計画に基づく指導の実施状況を確認し、評価を行う。さらに、個別の指導計画と年間指導計画、授業案との関連性についても検討する。

中度知的障害教育研究室

11) 知的障害養護学校における職業教育と就労支援に関する研究

平成8年に総務庁が行った「障害者の雇用・就業に関する行政監察結果に基づく勧告」では、知的障害養護学校における職業教育の充実を図るために、①高等部の職業学科の設置についてより実践的な研究を進めること、②高等部普通科の作業学習に最近の就職動向にも対応した種目を選択・導入すること、また、現場実習及び進路指導の効果を高めるために、③学校と職業安定機関及び地域障害者職業センターとの組織的な連携を確保するための仕組みを確立すること、が求められている。また、平成11年に文部省が行った「盲学校等の教育課程の基準の改善」では、知的障害養護学校高等部に「情報」及び「流通・サービス」を選択教科として新設することで、職業教育を充実することが改善の基本方針に含められている。

本研究は、このような職業教育と就労支援に関する時代的要請に応えるための基礎資料を得ることを目的とする。具体的には、以下の3点を目的とする。第1に、職業学科及びコース制を設けている知的障害養護学校高等部（平成11年4月現在、47校）を対象に、実態と課題を把握する。第2に、ジョブ・コー

チ制を採用した現場実習の実態と今後の可能性について検討する。第3に、労働・福祉機関、親の会などと連携した就労支援ネットワークの構築について、昨年度までの研究に引き続き資料収集し、モデル化のための分析を行う。

研究は4年計画とし、1年目は全体の研究計画の立案及び計画実施に必要な文献・資料の収集、研究協力校、関係機関との協議・調整に充てる。2～3年目には、職業学科とコース制に関する調査と現場実習に関する調査を並行して行い、4年目にこれらの調査からの知見をまとめる。第3の目的については、1年目から神奈川県ネットワークを対象に分析を進め、さらに大阪府や秋田県などの事例を加えて、最終的に支援ネットワーク構築のモデル化を試みる。

軽度知的障害教育研究室

12) 軽度知的障害のある生徒等の生活の質を高める指導に関する調査研究

本研究は、主として後期中等教育段階における、軽度知的障害のある生徒等（学習障害等を含む）に対して、その学習困難の状態や実際の教育内容・方法を調査し、その状況を明らかにするとともに、適切な指導内容・方法のあり方について検討することを目的とする。

なお、本研究は、これまでの「軽度精神遅滞児等の生活の質を高める指導プログラムの開発に関する研究」を主題とする研究の成果を踏まえて設定するもので、本研究と同様の研究は非常に少ない。

軽度知的障害のある生徒等の状況の調査については、文献研究とともに、学校を対象に実地調査を行う。

(1) 文献調査は、教育内容・方法を中心に国内外の文献について行う。

(2) 実地調査は、生徒の状況を基本にして、指導内容・方法や教師の対応などについても行う。

それらの結果から得られる基礎的なデータを整理することで、指導内容・方法のあり方について検討を進める。

肢体不自由教育研究部

肢体不自由教育研究室

13) 運動に障害のある子どもの教育における指導とその評価に関する研究

現在、運動に障害のある子どもたちは様々な場で学校教育を受けている。その様々な教育の場の特性を生かして個々の子どもたちにより適切な指導を展開するために、授業研究と校内のシステムに関する検討を行う。

研究協力機関を定期的に訪問し、必要に応じて授業に参加しながら教員との共同作業として授業の分析と検討を行う。この内容をもとに指導や指導計画の再構成をはかるとともに、作業の経過において明らかとなった課題を学年、学部、学校として取り組む方法について検討する。また、研究協議会を通じて、教育の場による特性や課題について意見交換を行い指導やその評価及びそれぞれの場の改善に資する。なお、本研究でいう様々な教育の場は養護学校、特殊学級、通常の学級を意味している。また、ここでいう「運動に障害がある子ども」は肢体不自由を有する子どもの他、身体の運動や動作に課題がある子どもを含む。

14) 運動に障害のある子どもの教育における地域と学校とのネットワークに関する研究

－保護者のニーズと地域の教育機能の検討に焦点をあてて－

運動に障害のある子どもたちの生活を基盤とした教育の計画をたて実施していく場合、保護者が子どもの成長や日々の暮らしについてどのような願いを持っているか、またその家族が生活する地域がどのような教育機能をもっているかを射程に入れ、これらの相互作用を前提にすることが欠かせない。本研究では、運動に障害のある子どもをもつ保護者の、教育に関するニーズを探るとともに、学校を含め地域の社会資源や人が子どもの教育や生活をめぐってどのような役割を果たしているかについて整理し、今後の運動に障害のある子どもに対する地域における学校と諸資源の関係のあり方について事例を通じ実際的な検討を行う。

協力の得られるいくつかの地域において、運動に障害のある子どもをもつ保護者の、教育や学校外生活に関するニーズを面接やアンケート等の方法によって調査する。また、当該の地域にどのような社会資源があるかどのような機能を果たしているかについても調査する。そのうえで地域の社会資源をどのように関連づけ、有効活用するかについて検討し、今後の運動に障害のある子どもに対する地域における学校と諸資源の関係のあり方について事例を通じ実際的な検討を行う。

15) 障害をもつ子どもへの馬の特性を利用した指導に関する研究

－自立に向けた心身一元的な指導に焦点をあてて－

近年各地で、乗馬を通じての障害のある子どもに対する指導や療育が注目を集めている。これにとともない、特殊教育の領域でも指導の一環として乗馬や厩務作業を取り入れる養護学校がでてきている。これらの実践を通じ、運動に障害がある子どもに対する運動・動作の改善やコミュニケーションに困難のある子どもに対する有効性が報告されている。今後、この領域は「総合的な活動」や改訂学習指導要領にある「自立活動」、あるいは余暇活動や障害のある人々の生活の質の向上との関連でさらに広まっていく可能性がある。しかし、この領域の実際的な有効性や指導法などについてはまだ検討が十分ではないために、関係者から本研究部に対する実践方法や理論に関する問い合わせが多い。企画者らはすでに部分的に検討を行ってきたが各地の実践資料の収集・分析と諸外国の先行研究の分析と合わせて行い、本領域についての指針を早急に作成する必要がある。

先駆的に実践を行っている養護学校及び諸外国等の実践資料を収集・検討するとともに実践を行い、本領域の枠組み、特徴及び技法について明らかにする。

病弱教育研究部

病弱教育研究室

16) てんかんをもつ幼児の就学相談に関わる研究

てんかんをもつ児童・生徒の学校生活上の問題は種々ありかつ幅広いが、本研究で主として取り扱うのは、就学前後のてんかんをもつ幼児の就学の問題である。関わる第1の要因は、発作が抑制されているか否かであろう。学校で発作が起こる危険が高いか低いか重要である。第2は、合併する発達障害の有無である。その程度が軽度であるか重度であるかも関係するだろう。第3は、通常教育か特殊教育かの進路

選択の問題である。てんかん児への対応は教育の場によって異なっている。第4は、保護者のてんかん児への養育態度であろう。てんかん自体への正しい知識・認識がとわれてくるだろう。以上の観点を中心に事例的に研究をすすめる。

研究協力者と共同で、平成12年度に就学相談に来所したてんかん幼児の保護者から就学に関する要因を観点別に整理し、その状況を詳細に記述する。保護者の了解のもと、可能な限り、てんかん幼児の診察を実施し、神経学的徴兆候を中心に所見をとる。研究協力者に依頼して、就学後、二回の夏期休暇に学校生活上の問題点を聴取する機会をもつ。最終年度（平成15年度）に小学3年の夏期休業期間中に詳細な再度の診察と総合的な評価を実施する。

17) 極低出生体重児の発達と学習障害に関する研究 — 追跡過程での学習障害の判定とその条件 —

極低出生体重児（1,500g未満）はその後の学習障害のハイリスク児と言われている。これらの児童のフォローアップ過程で学習障害を早期に発見することの可能性と問題、並びに判定に必要なとされる教育学的、心理学的あるいは医学的所見を明らかにすることを目的とする。

目覚ましい新生児医療の進歩の恩恵を受け、救命された極低出生体重児らは既に学童期、思春期にある。内外の先行研究によれば、彼らの中には、明らかな神経学的後障害はなくとも、何らかの教育的援助を必要とする児童生徒が約3割存在するという。本研究では、学童期まで追跡された過程における学校不適応および学習困難の早期発見の可能性、さらには学習障害の判断に必要な教育的、心理学的、医学的情報等について検討していく。

18) 病弱児のセルフケアに関する研究

本研究は、慢性疾患児の病気への対処行動や自己管理の実態を調査し、セルフケア育成のための援助のあり方を探る。

病弱養護学校及び病弱・身体虚弱特殊学級に在籍している慢性疾患児に対して、面接法、質問紙法を用いて、病気への対処行動や自己管理等の実態を把握し、セルフケア育成のための援助のあり方を検討するものである。特に、ソーシャルサポートやセルフ・エフィカシー（自己効力感）とストレス反応、Health Locus of Control、コーピングなどの関連から研究を進めていく。

情緒障害教育研究部

情緒障害教育研究室

19) 注意欠陥／多動性障害児の教育における医療との連携に関する研究

注意欠陥／多動性障害については、薬物療法が行われることが多く、またその行動特徴から入院になる場合も少なくない。このため、注意欠陥／多動性障害児の教育にあたっては、医療との有機的な連携が必要である。そこでは、教育サイドからのアプローチと医療サイドからのアプローチが互いに整合性がとれていることが必要であり、双方が連携をとりながら治療・教育を行う必要がある。本研究はこの連携における課題を明らかにし、適切な連携方法について探ることを目的として行う。

研究ではまず、注意欠陥／多動性障害児に対する医療的なケアにおける、診断・評価・治療について実

態を明らかにする。次いで、特徴的な事例について教育的な対応との関連性を調べ、双方における個々の注意欠陥／多動性障害児の把握の仕方や対処方針の整合性について検討し、どのような連携が行われているかについての実態を調査する。その中で、注意欠陥／多動性障害児の把握の仕方や、それに基づいた治療方針や教育方針を立てる際に、どのような連携が可能で、かつ望ましいかを明らかにする。

20) 注意欠陥／多動性障害児への教育内容・方法に関する研究

近年、注意欠陥／多動性障害が注目されてきており、教育的な対応についても適切な教育内容・方法の確立が望まれている。そこで本研究では、ひとりひとりの注意欠陥／多動性障害児について適切に把握する方法と、それに基づきどのような指導方法が必要とされるかについて明らかにする。

実際に注意欠陥／多動性障害児が多く在籍している都立青鳥養護学校梅ヶ丘分教室における教育実践を中心に、高等養護学校、情緒障害特殊学級、情緒障害通級指導教室等の事例も交えながら、ひとりひとりの子どもの実態を把握する方法として、どのような方法が適切であるかを検討する。これらを通じて、実践的な経験からどのような教育内容・方法が望ましいのかを、事例を中心に検討していく。更に、入院が必要になった場合、入院時や退院時に在籍校が変わるが、教育的処遇の在り方や、その場合でも一貫した教育が行われるために必要なことを検討する。また、注意欠陥／多動性障害児が比較的多く在籍すると考えられる情緒障害通級指導教室に対してアンケート調査を実施し、対象児の教育内容・方法等の現状について考察する。

重複障害教育研究部

重複障害教育第一研究室

21) 視覚聴覚二重障害児の教育に関する実際研究

－視覚聴覚二重障害児の生活の拡大とその支援に関する研究－

先天的または早期からの視覚聴覚二重障害児が、その育ちや成長の過程において、主体的に生活を拡大していくための支援のあり方を、1) その生活や教育の場で生じる種々の困難への対処、2) 子どもを中心とした生活の組立て、3) 教育における指導内容・方法の精選を軸に、教育支援、家族支援、地域援助を踏まえた総合的視点から、支援ネットワークの構築への取り組みを視野に入れつつ、個別的、具体的に検討する。

平成10年度から平成12年度までの3年間の研究計画である。

1. 研究主題に関連する内外の情報の収集を行う。
2. 対象となる子どもの地域に関する教育的・福祉的・医療的支援体制の実状と課題について、訪問調査等により資料を収集する。
3. 対象となる子どもへの実践研究を進め、個別的・具体的資料を収集する。
 - 1) 学校・施設等の研究協力機関及び対象児の家庭への訪問調査等により、対象となる子どもの行動観察、教育や生活の実態把握とそのニーズについて資料を収集する。
 - 2) 個々の対象児に即して個別的・具体的なニーズとその支援上の課題を抽出し、本研究所の教育相談等における取り組みにより、実践的資料を収集する。

4. 内外から収集した情報と教育実践によって得られた結果をもとに、研究成果をとりまとめる。

22) 重度・重複障害児の事例研究 -「子どもの理解」に視点をおいて-

障害のあるなしにかかわらず、また障害の状態にかかわらず、保育や教育は対象とする「子どもの理解(子どもを理解すること)」から始まる。また保育や教育が進展することで「子どもの理解」はますます深まっていく。このように教育的営み(働きかけ)と表裏一体である「子どもの理解(子どもを理解すること)」とは具体的にはどのようなことであるか。教育の場ではどのように捉えられ、どう実行されるのかについて、実践的・事例的資料によって検討する。

障害がある子どもとの実際的・個別的な係わり合いのなかで、1) 子どもの「育ち」ということについての理解、2) 子どもの「個性(そのらしさ)」への理解、3) 「障害の状態」への共感的理解、4) やりとりの中で表出された「行動の持つ意味」への理解、5) アセスメントを越えた子どもの理解、6) 子どもの理解を共有すること、という視点を設け、実践的・事例的資料を収集し、「重度・重複障害児の事例研究(第二十五集)」として冊子にまとめ、今後の重度・重複障害児の教育に資することとする。

平成12年度の単年度の研究計画である。

1. 研究の中核となる研究部事例担当者の決定
 2. 事例対象児とその担任等指導者への研究協力の依頼
 3. 対象となる事例への実践研究による資料の収集
 - 1) 対象となる事例の行動観察・実態把握を行い、その指導内容・方法について担任等指導者と検討する。
- 個々の事例について研究部職員が担当者となる(研究協力者への訪問)。
- 2) 事例対象児に即して(教育実践・行動観察等により)資料収集する(研究協力者への訪問)。
4. 研究成果をとりまとめる。
 5. 報告書を作成し、配布する(平成13年度)。

重複障害教育第二研究室

23) 感覚障害をもつ重複障害児にかかるチームによる総合的教育プログラムの研究

視覚障害、聴覚障害あるいは盲ろうの感覚障害をもつ重複障害児のより良い養育および教育を図るには、家族/教員(時には複数の学校)/入所施設職員/将来の移行先の教員または職員/視覚障害・聴覚障害・運動機能・摂食指導などの専門家/余暇を支えるボランティアなど、多様な人々がその事例のトータルな生活を認識しつつ、各々の専門性を通して貢献し、かつ共通の方向性をもって総合的な養育・教育計画を考えていく必要がある。わが国ではまだこのような interdisciplinary なアプローチが学校において十分に展開していないため、特に複数の障害をもつ児童に関して、個に応じた総合的な教育計画を作成するにあたっての困難が指摘されている。そこで、本研究では、これらの多様な関係者と対象児が研究所において合宿し数日間の生活をともにする中で、総合的なアセスメントおよび教育計画について研究を行う。なお、類似した障害状況にある複数の児童生徒・家族と合同で研究を行うことは、教育上の課題を明らかにし、それを普遍化する上で有効性が高いため、2ないし5事例を対象として研究を行う。

感覚障害をもつ重複障害児とその家族、担当教員や職員、研究部研究員、研究協力者、その他が研究所において数日間にわたり生活を共にしつつ（合宿）、子どもの行動の重要な背景となっている保護者との関係、生活の様子、睡眠・排泄・食事などの生活リズム、余暇の過ごし方などを検討し、共通理解を行い、視覚・聴覚・行動のアセスメントを行い、各領域で必要とされる援助の在り方および方法について、総合的に整理する。

24) 重複障害児の視機能評価と教育支援についての研究

－特殊教育諸学校と通園施設での取り組みを通して－

知的障害、運動障害、聴覚障害のある子どもには、健全な子どもたちにくらべて、視覚障害を併せもつ場合が多いことが、これまでの研究から明らかになってきている。この状況は障害が重度である場合により顕著になっており、研究協力機関の肢体不自由養護学校での実態からも示されている。

視覚障害を併せもつ重複障害児は、盲学校のみならず、聾学校、養護学校、そして各種の通園施設に在籍している。このため、本研究では、多様な機関・特殊学級に在籍する視覚障害を併せもつ重複障害児に焦点をあて、現在我が国で重要な課題となっている以下の課題について検討することを目的とする。

- 1) 視覚障害と「早期からの適切な教育的対応」／「家庭及び地域社会における教育との連携」
 - 2) 就学前教育から学校教育への「移行」における視覚的配慮の引き継ぎ
 - 3) 盲・聾・養護学校における「重度・重複化、多様化への対応」の一環としての視覚障害への対応
- 本年度は2年目にあたり、以下の点を中心に資料・情報を収集し、整理・分析する。

1. 研究協力機関における実践に基づいて、視機能のアセスメントと個々の視覚の状態に応じた教育支援の方法を実践的に検討する。
2. 重複障害児の早期からの支援と地域の関連する機関や専門家の連携のあり方について実践的に検討し、就学前教育から学校教育への「移行」についての課題を整理する。

重複障害教育第三研究室

25) 肢体不自由を主とする重複障害児のコミュニケーションと探索活動の促進に関する実践的研究

重複障害児のコミュニケーションや探索活動を促進することは、この子ども達に対する教育的係わりの中心的課題であることは、教育実践に携わる多くの方が指摘するところである。そのためここでは、養護学校対象児の障害の重度・重複化傾向と教育の場（学校、施設、病院、家庭）の多様性を考慮して、係わり方についてさらに吟味するとともに、玩具等の試作、コミュニケーション代替手段の活用と試作、生活環境の活用や調整の検討を行うことを目的とする。

- 1) 肢体不自由を主とする重複障害児に対する教育実践を実施する。対象児は、本研究所教育相談来談児、研究協力機関在籍児、国立久里浜養護学校在籍児の中から、継続的係わりが可能と思われる数名とする。研究協力機関へは研究分担者が定期的に訪問する。
- 2) 上記の教育実践の過程で、係わり方（子どもの理解の仕方と援助の仕方）について吟味するとともに、係わりの仲立ちとなる玩具の試作や日常生活用品の活用を行い、また、働きかけの意図を子どもに理解してもらうとともに子どもの発信を助けるコミュニケーション手段を探る。さらに、子どもの

探索行動を助け活動範囲を広げるために生活環境に着目した検討を行う。

教育工学研究部

教育工学研究室

26) 特殊教育における教育機器及び教材・教具等の体系的把握に関する研究

学校においては、児童生徒の教育のための道具ないし手段としてコンピュータを含む様々な教育機器が導入・利用されている。また、市販及び教師自作の教材・教具等も盛んに使われている。それら、教育のための道具類が学校現場にどの程度普及しているかについては、総合的ではないにしても、既に幾つかの調査が実施されてきているし、その用途や期待される教育効果についても、個々の教育機器または教材・教具等についてならば、少なからず研究が行われ、論じられてきている。しかしながら、児童生徒の指導全体の中で、それぞれがどのように位置づけられ、どのように用いられているかについては、必ずしも明らかにされていない。

本研究は、教育機器及び教材・教具等が、障害児の教育において、その道具ないし手段として、どのように位置づけられるか、体系的な把握を試みるものである。

第一段階としては、教育機器及び教材・教具等の用途・教育効果等についての教員や研究者の意識について、論文・報告書等の内容を分析することによって明らかにする。

次に、特殊教育の現場において実際の授業を観察・記録し、一日の流れの中で教育機器及び教材・教具等がどのような位置を占めているか明らかにする。

更に、論文・報告書等の分析から得られた教員や研究者の意識と、現実の授業場面から得たデータとの照合を行う。

27) 障害のある児童生徒の自立的活動を支援する「教育用支援デバイス」の開発と普及

障害のある児童生徒が主体的に活動をするためには、自分で外界に働きかけたり、外界からの情報を理解できる形で取り入れたりする手段が提供されなければならない。近年、学校教育の中で、福祉用具あるいは支援機器を活用して、児童生徒の主体的な活動を行わせようとする実践が注目されている。例えば、運動機能に障害のある児童生徒に対して、VOCA を使って意思を伝達させたり、特別なインターフェイスや障害に応じた操作スイッチを介して玩具、電子機器へのアクセスを実現させることで、児童生徒が周囲の環境に自ら働きかける活動を実現させた実践等が報告されている。また、時間の概念を理解したり、次に何を行うのかを理解しにくい知的障害のある児童生徒に対して、視覚的な手がかりを利用した時計（例えば、Quarter hour watch など）の使用なども報告されはじめている。教育工学研究室でも、WING-SK や電子機器の操作支援デバイスの開発を行ってきている。

本研究では、教育活動における支援機器を「教育用支援デバイス」として教材教具とは別に整理・体系化し、障害のある児童生徒の自立的活動を促すという観点から、それらのニーズを定量的に把握し、実際的な開発研究を行うことを目的とする。体系化においては全ての障害を対象分野とするが、具体的な開発の対象は、早急なニーズが認められる肢体不自由教育の分野と知的障害教育の分野とする。

分 室

28) 自閉的傾向のある児童の社会性の発達と教育的支援に関する研究

平成9～11年度に実施した一般研究「自閉症児・学習障害児の社会性の発達に関する研究」で残された問題、特に社会的認知能力の欠陥に関する問題をさらに多面的に追究し、自閉症、アスペルガー障害、及び非言語性学習障害などの発達障害児の社会的認知能力の欠陥を補完することを目的とした複数の教育的支援の方法・内容について、実践的研究を通してその指導過程を検討する。

これまでの研究から、自閉症、アスペルガー障害、非定型自閉症等の自閉症圏障害児、及び学習障害児の一部にも認められる社会性の発達の未熟さや歪みの問題は、彼らが、他者の欲求や行動の意図を察知する能力、いわゆる社会的認知能力の欠陥がその基盤にあるらしいことが明らかになってきている。本研究ではまず、感情認知課題、誤信念課題、動作課題をはじめとした多角的アプローチにより、社会性障害の本質について、言語的側面及び非言語的・身体運動的側面から検討する。

次に、これらの検討結果を踏まえて、小集団指導、ゲームや競技を通じた社会性の指導、社会適応指導をはじめ、社会技能訓練(SST)、社会的ストーリー技法など、社会性を育てることを目的とした様々な方法について、成功事例だけでなく失敗事例をも含めて、その指導過程を分析し、社会的認知能力の問題点を補なう望ましい教育的支援のあり方について検討する。

29) 通常の学級における自閉的傾向のある児童の教育に関する研究

自閉症及び自閉的傾向のある児童生徒の障害に配慮した教育の場は、知的障害の程度とも関連するが、現状では、情緒障害特殊学級や情緒障害通級指導教室がある。これらの学級は小・中学校内に設置され、通常の学級の児童生徒と何らかの関わりや交流がある。特殊学級や通級指導教室では、児童生徒の実態に応じた教育がなされ、その効果もあがっているが、一方の通常の学級においては、事前の調査から、特殊教育の効果があまり発揮されておらず、通常の学級担任も彼らをどのように指導したらよいか困っている場合が多いことが明らかになった。

そこで、自閉症及び自閉的傾向のある児童のより良い教育の実現のために、通常の学級における実態調査や通常の学級担任の意識調査等から現在の自閉症児教育の問題点や課題を明らかにするとともに、それらを改善するために、実際の教育現場で可能な方法を実証的に検討していく。

自閉症及び自閉的傾向のある児童の通常の学級における教育の実態から、今後、自閉症児に有効な通常の学級における教育方法や支援体制作りを明らかにする。このためにこれまでの研究を参考にしながら、1年目は自閉症及び自閉的傾向のある児童の通常の学級における実態調査と、彼らを指導する通常の学級担任を対象に意識調査を実施し、現状の分析を行う。2年目は、調査の結果から課題となった点や、通常の学級における自閉症児の教育方法や支援方法等について、研究協力機関等と連携を図りながら、実践を通してその有効性を検討していく。

特殊教育情報センター

研究開発部門

30) 特殊教育情報の流通を促進する連携システムの研究

本研究所の特殊教育情報センターが我が国の特殊教育に関する有効な情報を収集し発信するためには、都道府県及び政令指定都市の特殊教育センター等や特殊教育諸学校との緊密な連携が重要である。そのため、本研究では、特殊教育センター等や特殊教育諸学校との特殊教育情報の流通を促進するための連携システムのあり方について具体的に検討することを目的とする。

本研究では、次のことについて検討を行う。

- ① 特殊教育センター等及び特殊教育諸学校の数機関に協力を依頼し、特殊教育情報に関してどのようなニーズがあるかを調査する。
- ② 都道府県及び政令指定都市の特殊教育センター等や特殊教育諸学校との情報の相互提供及び相互利用を促進するための連携システムのあり方について検討を行う。
- ③ これらを踏まえて、本研究所の特殊教育情報センターが発信する情報の方向性及び都道府県及び政令指定都市の特殊教育センター等との役割分担について検討を行う。

31) 特殊教育情報の収集と提供における個人情報の取り扱いに関する研究

我が国では、昭和63年に行政機関における電子化された情報に係る個人情報の保護が法制化されており、現在この枠を超えた個人情報保護法の立法化が検討され始めている。また、情報ネットワークの進展に伴い、従来の情報形態とともに電子化された様々な個人情報が急速に流通するようになってきている。このような状況において、特殊教育の領域においても、個人情報の取り扱いに関して様々な課題がある。

本研究では、特殊教育関連機関の中でも、特に特殊教育センター等の動向を参考にし、特殊教育情報の収集と提供における個人情報の取り扱いに関する配慮点を明確にすることを目的とする。

- 1) 特殊教育情報の収集における個人情報の取り扱いに関する配慮点についての検討
- 2) 特殊教育情報の蓄積における個人情報の取り扱いに関する配慮点についての検討
- 3) 特殊教育情報の提供における個人情報の取り扱いに関する配慮点についての検討

32) ホームページリンク集を対象とした情報検索システムに関する研究

現在、本研究所ホームページでは関連諸機関へのリンクリストを提供している。しかし、これらのリストはリンク先の名称一覧が表示されるだけであり、ユーザが求める情報が各ページの中に存在するかどうかは実際に各ページを開いて確認する以外方法はない。そこで、これらの点を改善するため、本研究では、ユーザが指定したキーワードを基にリンク先のページを対象とする情報検索システムを開発する。

システム構成としては、各リンク先のページを一定時間毎に取得する巡回ロボットと取得したページについて構文解析を行いキーワードのIndexを作成する検索エンジンとからなる。実際の検索は、切り出したIndexを基にした全文検索方式とする。これらの機能を効率的に行うため巡回ロボット及び検索エンジンについて検討を行うと同時に、ユーザにとって利用しやすいインターフェースについてもユーザの意見を基に検討を行っていく。

(2) 教材教具の試作研究

主管研究部：重複障害教育研究部

重度・重複障害児のための応答する環境の開発

● 研究の概要

子どもは様々な遊びの中で主体的に自己決定しながら周囲の人やものにかかわっていく態度、意欲を育てていくが、しかし、重度の障害のある子どもたちは、発達の初期から運動・移動及びコミュニケーションの制約により、生活の中で遊びを主体的に選択し、十分にその活動を楽しみながら、遊びを展開させる機会に乏しい。

盲・聾・養護学校においては、「自立活動」を中心に自立と社会参加を目指した障害のある子どもの主体的な活動を促す取り組みがなされようとしている中で、アシスティブテクノロジーの発展により、様々なスイッチを利用したおもちゃやパソコンを利用したコミュニケーションエイドなどに関心が高まっている。

しかし、これらのエイドを早期に利用することに対して教育現場の抵抗感があったり、利用者としての子どもや保護者にとっては情報不足や子どもへの適合性、その効果について確かめる機会が非常に制約されており、結果的にこれらの機器が生活の場で十分に活用されきれないケースが多く、機器の導入に当たり、子どもの視覚・聴覚等の感覚機能・運動機能等の評価や障害の重い子どもに対する関わり方等に基づいた実際の・総合的な研究が必要である。

本研究では、このような障害の重い子どもにとって応答性の高い創意工夫された教材・機器を収集し、それぞれの評価を行いながら、個々の子どものニーズに対応した改造あるいは試作を行い、障害の重い子どもにとっての「応答する環境」を設定していくことを目的とする。そして実際に教育相談の中で保護者が子どもの環境とのインタラクティブな応答の様子を見たり、また家庭や学校で試用したりすることによって、幅広い選択肢の中から個々の子どもにあった教材・機器の選択が可能になることが期待される。さらに療育・教育の現場において指導員・教師に情報提供及びエイドの試用を図り、家庭、学校、地域での生活への重度の障害のある子どもより主体的かつ能動的な活動・社会参加を支援することができよう。

(3) 特別研究

研 究 課 題	研究代表者
1) 障害のある子どもが高度情報化社会に適応していくためのカリキュラム開発に関する基礎的研究(平成10～13年度)	中 村 均 (教育工学研究部長)
2) 学習障害児の実態把握, 指導方法, 支援体制に関する実証的研究(平成11～14年度)	原 仁 (病弱教育研究部長)
3) 通常学級において留意して指導することとなっている児童生徒に対する指導および支援体制の充実・整備等に関する研究(平成11～13年度)	笹 本 健 (肢体不自由教育研究部長)
4) 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的研究-自立活動を中心に-(平成12～15年度)	後 上 鐵 夫 (重複障害教育研究部長)
5) 多様化している情緒障害児教育における一貫性と継続性に関する実際的研究(平成12～14年度)	渥 美 義 賢 (情緒障害教育研究部長)

● 研究の概要

1) 障害のある子どもが高度情報化社会に適応していくためのカリキュラム開発に関する基礎的研究

障害児・者が様々な情報機器を有効に活用して他者とのコミュニケーションを図り、豊富な情報を得たり、相互に情報を交換し、それらの情報を適切に取捨選択・整理活用して自らの生活の質を高めるとともに、自立し社会参加していけるような教育の充実が今後欠かせないものであるといえる。これらの「情報教育」に関し、文部省の「情報教育の推進に関する調査協力者会議」の審議結果を基に、どのような内容をどのように教育するのか、その際活用する機器や教材はどのようなものがあり、どのように使用するのか、どのような工夫が考えられるかを具体的に教員の観点から探り、教育現場でのカリキュラム開発のための基礎的研究を行う。また、情報教育を担当する教員の支援の方途についても検討する。

(1) 先行研究の把握及び文献研究

(2) 特殊教育センター等の取り組みや学校における指導の実態調査

- ・情報教育に取り上げている内容と指導方法の調査
- ・障害児のコミュニケーション手段としての活用方法等の調査
- ・コンピュータ利用に伴う弊害について
- ・教員の指導技術を高めるための工夫及び支援について

(3) 多様な障害に対応した指導内容・方法の検討

- ・指導目標について
- ・指導内容の取捨選択について

(4) 教員支援の内容調査

- ・情報教育を行う教員の知識・技術向上に必要な内容について

2) 学習障害児の実態把握, 指導方法, 支援体制に関する実証的研究

本研究所では、これまで特別研究「教科学習に特異な困難を示す児童生徒の類型化と指導方法の研究」(平成3年～6年度)、「学習困難児の指導方法に関する実証的研究」(平成7年～10年度)を通じて、学

習に困難を示す児童生徒の理解や指導方法等について検討してきた。今後は、それらについて継続的発展的に研究を進め、特異な学習困難の評価票の標準化、各学校での学習困難を示す児童生徒の実態把握、指導方法ならびに支援体制の構築等を目指す。

次の5つの観点から、研究を進める。

(1) 学習障害の判定・実態把握基準の検討

特異な学習困難の評価票の標準化、及び学内委員会の編成などを行う。

(2) 専門家チームによる判定・実態把握基準の検討

専門家チームの設置と編成の検討、及び判定方法の試行などを行う。

(3) 研究協力校における、学習障害児に対する教育的対応の改善方法についての検討

個別の指導計画の作成と検討、及び指導の場の検討などを行う。

(4) 研究協力校における学習障害児の支援体制の検討

校内での支援体制作り、及び校外の専門家による支援と連携の検討などを行う。

(5) 都道府県内の支援体制の検討

通級指導教室、特殊学級、養護学校、教育センター等の活用方法の検討を行う。

3) 通常学級において留意して指導することとなっている児童生徒に対する指導および支援体制の充実・整備等に関する研究

障害によるさまざまな困難を有する児童生徒が通常学級において教育を受ける機会が増えてきた。しかしながら、そのような児童生徒に対する実際的な教育活動や支援体制の在り方については、それぞれの学校によって模索的に行われているのが現状である。

本研究は、このような現状を踏まえ、上記のような子どもに対して、特殊教育と通常教育の分野の連携のもと、一人一人の個や集団を配慮した具体的な教育活動やそのための支援体制がいかに通常教育において展開されるべきかを明らかにするものである。

本研究は、あらためて障害観、教育観、人間観について多角的な検討を行うとともに、そこから得られた知見をもとに、各学校で行われている上記のような児童生徒に対する実際的な活動における工夫や課題について事例的に検討する。

事例の対象となるフィールドは

- ・通常学級（上記のような児童生徒が在籍する）
- ・特殊学級設置校
- ・交流を行っている小・中学校

以上等の教育の場を予定しているが、その他医療や福祉の分野における関係機関との連携についても、研究フィールドの視野に入れる。

4) 盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的な研究

－自立活動を中心に－

盲学校、聾学校および養護学校の学習指導要領の改訂により、従来の「養護・訓練」が新たに「自立活

動」に改められ、その自立活動の指導に当たって個別の指導計画を作成することが求められている。また、重複障害者の指導に当たっては個別の指導計画により指導することとなるが、特に学習が著しく困難なものに対しては、自立活動を軸に据えた、個々の実態に即したよりきめ細かい指導計画が求められることとなる。このように、障害のある子ども個々の実態や学校経営に即した、柔軟かつ的確な教育的対応を行うことが、重要なこととなっている。

自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するための教育活動であり、この領域をどのように指導していくかは、教育現場での実践を通じての検討が急務の課題であると考えられる。

自立活動の指導を行うに当たって、各学校では、これまでの養護・訓練における指導で積み上げられた蓄積を生かしつつ、指導計画に基づいたさらにより広い観点からの創意工夫ある指導のあり方を、具体的に探っていく必要がある。

本研究では、新学習指導要領の大きな改善事項である自立活動と総合的な学習の時間に焦点を当て、総合的に「生きる力を育む」教育活動に関する実際的な検討を行う。

特に、自立活動が教育課程編成上の軸になると考えられる重度・重複障害者の教育に関する諸課題を明らかにし、それらの教育的効果についての評価を行う。

5) 多様化している情緒障害児教育における一貫性と継続性に関する実際的な研究

情緒障害児の教育的処遇は、早期から高等学校にいたる過程で、通常学級、通級指導教室、特殊学級、養護学校の間での移行を経験することが多く、その指導方針に一貫性を持たせることが困難な状況が少なからずみられる。一方、情緒障害児の教育は、その効果の発現には時間がかかることが多く、教育の成果の長期間に亙る積み重ねが重要であるため、長期的な展望と一貫した指導方針が必要とされる。そこで、教師の交代や移行があっても一貫性や継続性が保持されるために必要なことがらを明らかにし、その実現に必要な具体的な方法の開発を目的とする。

本研究は、平成8年度から10年度にわたって行った特別研究「自閉症児の早期療育・教育の連携システムに関する研究」の成果を引き継ぎ、さらに発展させていく方向で実施する。すなわち、早期においては、各療育施設、医療、福祉関連機関等の社会資源を活用することが多いが、それらの機関同士および就学後の小学校が連携し、相互に情報や意見を交換して、同時に他機関での対応を受けても、また、移行に際しても、受ける療育や教育に一貫性を保持していけるような情報交換と蓄積のシステムとして、仮称「拡大版母子手帳」を試作した。これを就学後そして社会への移行の時期まで広げ、個別の指導計画と効果的にリンクさせる方向性で研究を進める。当然、個別の指導計画の作成に際して、過去の情報を生かしながら作成時点の実態を適切に把握する方法、それに基づいて指導計画をどのように立てるか、どのように実践するのか、一定期間毎の評価をどのようにするかについても検討し、できるだけ具体的な方法を開発していくことを目指す。